

長岡市告示第320号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年4月28日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 委託した事務の内容
長岡市特定計量器定期検査手数料徴収事務
- 2 委託を必要とした理由
定期検査手数料は前納が義務付けられており（長岡市計量法関係手数料条例第3条）、定期検査業務と合わせて行うことが適当であるため
- 3 委託をした相手方の住所及び氏名
新潟県三条市興野1丁目13番45号
一般社団法人 新潟県計量協会
会長 大平 岳男
- 4 委託期間
令和8年4月28日から同年10月31日まで